

和光市職員の分限処分及び懲戒処分の基準等に関する指針

平成 15 年 7 月 1 日 施行

平成 21 年 8 月 1 日 改正

平成 25 年 10 月 1 日 改正

平成 27 年 6 月 1 日 改正

第 1 この指針の趣旨

この指針は、分限処分については対象となる行為の標準例を掲げ、また、懲戒処分については代表的な事例を選び、その標準的な処分量定を掲げたものである。懲戒処分の標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考として判断する。

第 2 分限処分の対象となる行為の標準例

分限処分の対象となる行為の標準例は、次のとおりとする。

1 降任及び免職の事由

- (1) 相当期間、生死不明又は所在不明になっているとき。
- (2) しばしば遅刻したり、正規の手続きによらず引続き欠勤して、勤務実績がよくないとき。
- (3) 精神疾患で心神喪失の状況にあり、勤務に堪えられないとき。
- (4) 心身に故障があり、回復の見込みがないか、治療にきわめて長期間を要する見込みのとき。
- (5) その職に必要な専門知識、能力を備えていないとき。
- (6) その職務遂行に当たり、サービスの条項を遵守することができないとき。
- (7) 職制、定数の改廃又は予算が減少したため、職が廃止され、あるいは人員が過剰となったとき。

2 休職の事由

- (1) 心身に故障があり、相当期間回復する見込みがなく、そのため職務の遂行に支障が生ずるとき。
- (2) 刑事事件に関し起訴され、裁判所に拘束されたり、召喚されたりし、職務の遂行に支障が生ずるとき。

第 3 懲戒処分の非違行為及び処分量定の標準例

懲戒処分の対象となる非違行為及び当該行為に係る懲戒処分の処分量定の決定は、次に定めるところにより行うものとする。

1 基本事項

懲戒処分量定を決定するに際しては、次に掲げる事項を総合的に勘案して決定する

ものとする。この場合において、処分量定を加重し、又は軽減することを妨げない。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の度合い
- (3) 当該職員の職務上の地位
- (4) 他の職員及び社会に与える影響
- (5) 日常の勤務態度
- (6) 過去の非違行為の有無

2 処分量定の標準例

懲戒処分の対象となる非違行為及び当該行為に係る懲戒処分の処分量定の標準例は、次のとおりとする。

(1) 職員倫理規程関係

ア 和光市職員倫理規程（平成13年訓令第8号。以下「倫理規程」という。）第4条第1項第1号の規定に違反して関係業者等から飲食物の提供を受けた職員は、減給又は戒告とする。

イ 倫理規程第4条第1項第2号の規定に違反して遊技（ゴルフ等のスポーツを含む。）又は旅行をするために要する費用を関係業者等が負担して旅行をした職員は、減給又は戒告とする。

ウ 倫理規程第4条第1項第3号の規定に違反して転任、出張等に伴い関係業者等からせん別を受けた職員は、減給又は戒告とする。

エ 倫理規程第4条第1項第4号の規定に違反して関係業者等から中元、歳暮、年賀等の贈答品を受けた職員は、減給又は戒告とする。

オ 倫理規程第4条第1項第5号の規定に違反して関係業者等から金銭（祝儀等を含む。）、商品券又は物品等の贈与を受けた職員は、停職、減給又は戒告とする。

カ 倫理規程第4条第1項第6号の規定に違反して自らが負担すべき債務を関係業者等に負担させた職員は、停職、減給又は戒告とする。

キ 倫理規程第4条第1項第7号の規定に違反して関係業者等から適正な対価を支払わずに役務の提供を受けた職員は、停職、減給又は戒告とする。

ク 倫理規程第4条第1項第8号の規定に違反して関係業者等から適正な対価を支払わずに不動産、物品、会員権等の貸与を受けた職員は、停職、減給又は戒告とする。

ケ 倫理規程第4条第1項第9号の規定に違反して関係業者等から通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は便宜の供与を受けた職員は、減給又は戒告とする。

(2) 一般服務関係

ア [欠勤]

(ア) 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。

- (イ) 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。
- (ウ) 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。
- イ [遅刻・早退] 遅刻、早退により繰り返し勤務を欠いた職員は、戒告とする。
- ウ [休暇の虚偽申請] 病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員は、減給又は戒告とする。
- エ [勤務態度不良] 勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。
- オ [職場内秩序を乱す行為]
- (ア) 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員は、停職又は減給とする。
- (イ) 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員は、減給又は戒告とする。
- カ [虚偽報告] 事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。
- キ [違法な職員団体活動]
- (ア) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は公務の正常な運営を阻害する怠業的行為をした職員は、減給又は戒告とする。
- (イ) 法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員は、免職又は停職とする。
- ク [秘密漏えい] 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。
- ケ [政治的目的を有する文書の配布] 政治的目的を有する文書を配布した職員は、戒告とする。
- コ [兼業の承認等を得る手続の怠り] 営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った職員は、減給又は戒告とする。
- サ [入札談合等に関与する行為] 市が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、免職又は停職とする。
- シ [個人の秘密情報の目的外収集] その職権を濫用して、専らその職務の用以外

の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員は、減給又は戒告とする。

ス [個人情報盗難、紛失又は流失] 過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流失させ、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

セ [職務命令違反]

(ア) 上司の命令に従わない等により公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。

(イ) 上司の命令に従わない等により職務を怠った職員は、減給又は戒告とする。

ソ [公文書の偽造] 公文書を不正に作成し、使用した職員は、免職又は停職とする。

タ [不適正な事務処理] 事務処理に適正を欠き、公務の運営に重大な支障を生じさせ、又は市民等に重大な損害を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。

チ [セクシュアル・ハラスメント (他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動)]

(ア) 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。

(イ) 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動 (以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。) を繰り返した職員は、停職又は減給とする。この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執ように繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職とする。

(ウ) 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、減給又は戒告とする。

ツ [パワー・ハラスメント (同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為)] 職務上の指導範囲を超えて、人格と尊厳を侵害する言動 (過度の責任又は失敗の追及、過度の能力否定、過度の性格又は人格否定 (無視することを含む。) 等) を継続的に繰り返した職員は、その程度に応じて免職、停職、減給又は戒告とする。

(3) 公金及び公物取扱関係

ア [横領] 公金又は公物を横領した職員は、免職とする。

イ [窃取] 公金又は公物を窃取した職員は、免職とする。

ウ [詐取] 人を欺いて公金又は公物を交付させた職員は、免職とする。

- エ [紛失] 公金又は公物を紛失した職員は、戒告とする。
- オ [盗難] 重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った職員は、戒告とする。
- カ [公物損壊] 故意に職場において公物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。
- キ [失火] 過失により職場において公物の出火を引き起こした職員は、戒告とする。
- ク [諸給与の違法支払・不適正受給] 故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、減給又は戒告とする。
- ケ [公金公物処理不適正] 自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした職員は、減給又は戒告とする。
- コ [コンピュータの不適正使用]
- (ア) 職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。
- (イ) コンピュータシステム又は情報資産を故意に損壊、改ざん又は情報を漏えいした職員は、免職、停職又は減給とする。

(4) 公務外非行関係

- ア [放火] 放火をした職員は、免職とする。
- イ [殺人] 人を殺した職員は、免職とする。
- ウ [傷害] 人の身体を傷害した職員は、停職又は減給とする。
- エ [暴行・けんか] 暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。
- オ [公務執行妨害・職務強要・偽計業務妨害・威力業務妨害]
- (ア) 公務の執行を妨害した職員及び公務員にある処分をさせ、又はさせないため、あるいは辞職させるために暴行・脅迫を加えた職員は、免職又は停職とする。
- (イ) 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、あるいは威力を用いて、他人の業務を妨害した職員は、免職又は停職とする。
- カ [器物損壊] 故意に他人の物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。
- キ [横領]
- (ア) 自己の占有する他人の物を横領した職員は、免職又は停職とする。
- (イ) 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員は、減給又は戒告とする。
- ク [窃盗] 他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職とする。
- ケ [強盗] 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員は、免職とする。
- コ [詐欺・恐喝] 人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は停職とする。

- サ [賭博] 賭博をした職員は、減給又は戒告とする。
- シ [常習賭博] 常習として賭博をした職員は、停職とする。
- ス [麻薬・覚せい剤等の所持又は使用] 麻薬、覚せい剤等を所持又は使用した職員は、免職とする。
- セ [酩酊による粗野な言動等] 酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員は、減給又は戒告とする。
- ソ [淫行] 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員は、免職又は停職とする。
- タ [痴漢行為] 公共の場所又は乗物において痴漢行為をした職員は、停職又は減給とする。
- チ [盗撮行為] 公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした職員は、停職又は減給とする。
- ツ [ストーカー行為] ストーカー行為をした職員は、その程度に応じて免職又は停職とする。
- テ [公租公課の滞納] 公租公課を滞納し、給与の差押さえを受けた職員は、戒告とする。

(5) 飲酒運転・交通事故及び交通法規違反関係

ア [飲酒運転]

- (ア) 酒酔い運転をした職員は、免職又は停職とする。この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員は、免職とする。
- (イ) 酒気帯び運転をした職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員は、免職又は停職（事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職）とする。
- (ウ) 飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員又は職員の飲酒を知らながら当該職員が運転する車両に同乗した職員は、飲酒運転をした職員に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮して、免職、停職、減給又は戒告とする。

イ [飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）]

- (ア) 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。
- (イ) 人に傷害を負わせた職員は、減給又は戒告とする。この場合において措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

(6) 飲酒運転以外の交通法規違反関係

著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

(7) 当該職員以外の者の処分

ア [教唆、ほう助] 非違行為をした職員の懲戒処分を行った場合において、懲戒処分を受けた職員に教唆し、又はほう助したと認められる職員は、非違行為を行った職員の処分量定、非違行為への関与の程度等を考慮して、免職、停職、減給又は戒告とする。

イ [指導監督不適正] 部下職員が懲戒処分を受けることとなった場合で、管理監督者としての指導・監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

ウ [非行の隠ぺい、黙認] 部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

標準例一覧

事由		免職	停職	減給	戒告
(1) 職員倫理規程関係	ア 倫理規定第4条第1項第1号 飲食物の提供			●	●
	イ 倫理規定第4条第1項第2号 遊技・旅行費用の負担			●	●
	ウ 倫理規定第4条第1項第3号 せん別の受領			●	●
	エ 倫理規定第4条第1項第4号 中元等贈答品の受領			●	●
	オ 倫理規定第4条第1項第5号 金銭等の贈与		●	●	●
	カ 倫理規定第4条第1項第6号 債務負担		●	●	●
	キ 倫理規定第4条第1項第7号 役務の提供		●	●	●
	ク 倫理規定第4条第1項第8号 不動産等の貸与		●	●	●
	ケ 倫理規定第4条第1項第9号 供応接待、便宜供与			●	●
(2) 一般服務関係	ア 欠勤				
	(ア) 10日以内			●	●
	(イ) 11日以上20日以内		●	●	
	(ウ) 21日以上	●	●		
	イ 遅刻・早退				●
	ウ 休暇の虚偽申請			●	●
	エ 勤務態度不良			●	●
	オ 職場内秩序を乱す行為				
	(ア) 暴行		●	●	
	(イ) 暴言			●	●
	カ 虚偽報告			●	●
	キ 違法な職員団体活動				
	(ア) 単純参加			●	●
	(イ) あおり・そそのかし	●	●		
	ク 秘密漏えい	●	●		
	ケ 政治的目的を有する文書の配布				●
	コ 兼業の承認等を得る手続きのけ怠			●	●
サ 入札談合等に関与する行為	●	●			
シ 個人の秘密情報の目的外収集			●	●	
ス 個人情報の盗難、紛失又は流失			●	●	

	セ 職務命令違反					
	(ア) 公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	●	●			
	(イ) 職務を怠った場合			●	●	
	ソ 公文書の偽造	●	●			
	タ 不適正な事務処理		●	●	●	
	チ セクシュアル・ハラスメント					
	(ア) 強制わいせつ、上司等の影響力利用による性的関係・わいせつな行為	●	●			
	(イ) 意に反することを認識の上での性的な言動の繰り返し 執拗な繰り返しにより強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患	●	●	●		
	(ウ) 意に反することを認識の上での性的な言動			●	●	
	ツ パワー・ハラスメント	●	●	●	●	
	③ 公金及び公物取扱関係	ア 横領	●			
		イ 窃取	●			
		ウ 詐取	●			
エ 紛失					●	
オ 盗難					●	
カ 公物損壊				●	●	
キ 失火					●	
ク 諸給与の違法支払・不適正受給				●	●	
ケ 公金公物処理不適正				●	●	
コ コンピューターの不適正使用						
(ア) 職務に関連しない不適正な目的で使用				●	●	
(イ) コンピューターシステム等を故意に損壊、改ざん、情報の漏えい	●	●	●			
	ア 放火	●				
	イ 殺人	●				
	ウ 傷害		●	●		
	エ 暴行・けんか			●	●	
	オ 公務執行妨害・職務強要・偽計業務妨害・威力業務妨害					
	(ア) 公務執行妨害・職務強要	●	●			
	(イ) 偽計業務妨害・威力業務妨害	●	●			
	カ 器物損壊			●	●	
	キ 横領			●	●	
	(ア) 横領	●	●			

(4) 公務外非行関係	(イ) 遺失物等横領			●	●
	ク 窃盗	●	●		
	ケ 強盗	●			
	コ 詐欺・恐喝	●	●		
	サ 賭博			●	●
	シ 常習賭博		●		
	ス 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	●			
	セ 酩酊による粗野な言動等			●	●
	ソ 淫行	●	●		
	タ 痴漢行為		●	●	
	チ 盗撮行為		●	●	
	ツ ストーカー行為	●	●		
	テ 公租公課の滞納				●
	(5) 飲酒運転・交通事故及び交通法規違反関係	ア 飲酒運転			
(ア) 酒酔い		●	●		
人身事故あり		●			
(イ) 酒気帯び		●	●	●	
人身事故あり		●	●		
措置義務違反あり		●			
(ウ) 飲酒運転者への車両等の提供、飲酒運転車両への同乗行為		●	●	●	●
※飲酒運転をした職員の処分量定、飲酒運転への関与の程度等を考慮して決定					
イ 飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）					
(ア) 死亡又は重篤な傷害		●	●	●	
措置義務違反あり	●	●			
(イ) 傷害			●	●	
措置義務違反あり		●	●		
(6) 規外飲酒違反交通関係法以	著しい速度超過等悪質な交通法規違反		●	●	●
	物損・措置義務違反あり		●	●	
(7) の当者の職処分以外	ア 教唆・ほう助	●	●	●	●
	※非違行為を行った職員の処分量定、非違行為への関与の程度等を考慮して決定				
	イ 指導監督不適正			●	●
	ウ 非行の隠ぺい、黙認		●	●	